

2008年9月17日

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目7番5号
名古屋簡易裁判所別館庁舎内3階

電話 052-203-2423
名古屋第一検察審査会 事務局 御中

〒 .
東京都足立区
自宅電話 - -
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

還付資料の受領書を返送します

返還資料目録に記載のとおり過不足なく返戻されてきたことを確認いたしました。
記載事項等に不備がございましたら、御一報ください。

議決結果通知に係る不明点の問い合わせ

1. 「議決の要旨」における被疑者氏名の誤記について

被疑者2名のうち1名について「 」が正当のところ「 」と誤記されていま
した。貴事務局の単純ミスと思われるのですが、議決結果の通知として、このままでも有効
なのかどうか気になっております。

2. 議決理由について

私が本件申立てを行った理由は、

「本件告訴に係る犯人隠避・鉄道営業法違反事件に関しては、名古屋鉄道株式会社
(名鉄)の金山幹事区長など 被疑者の上司に当たる人物が、 被疑者の不作為
犯罪(自分の目の前で発生した脅迫・暴行事件に対して傍観者に終始していた)
の事実があったことを裏付ける証拠となり得る映像記録媒体(ビデオテープ等)を
隠匿もしくは隠滅している疑いがあるにもかかわらず、本件告訴の捜査を担当した
曾我副検事が、金山幹事区長などが『映像は残っていない』と説明しているのが真
実かどうか(被疑者をかばう目的で嘘をついているのではないか)の裏付けを
取るのを怠ったまま不起訴処分の決定をしたのは、手抜き捜査ではないのか？」

というものでした。

ところが、今回送られてきた「議決の要旨」の「別紙」(検察審査会の判断)には、2ペ
ージ目の1~2行目に「捜査が不十分であると認定することも困難である」としか記さ
れていません。

私は、検察審査会の議決結果に対して異議を申し立てる制度がないことは承知しており
ます。しかし、申立人が、検察審査会がなぜ「捜査が十分であると認定することも困難」
と判断したのかの理由の説明さえ受けられないまま突き放されてしまうようでは、申立
人に対する人権侵害(犯罪被害者への二次被害の強要)ではないでしょうか。

私は、上に記した、検察審査会がなぜ「捜査が不十分であると認定することも困難」と
判断したのかの理由の詳細がわかる文書の交付を、貴事務局に請求したく存じます。
何かと御多忙の折り誠に恐縮ですが、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第518-18-01070-5号

平成20(2008)年9月18日 名古屋中郵便局にて配達完了